

長 建 協 発 第458 号
平成22年 2月10日

各 支 部 長 様

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三



建設業法施行規則の一部を改正する省令の施行について

かねてより、会務の円滑な運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く
御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり会員専用ホームページに掲載いた
しましたのでお知らせ申し上げます。